

港長公示第1号

平成23年9月7日付け港長公示第6号による「小名浜港第3号ふ頭南側付近海面における航泊の禁止について」は、工事区域を縮小するため、平成24年1月26日午前8時から、これを解除する。

平成24年1月17日

小名浜港長



港長公示第2号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により、公示する。

平成24年1月17日

小名浜港長



小名浜港第3号ふ頭南側付近海面における航泊の禁止について

小名浜港第3号ふ頭南側付近の下記区域において、小名浜港東港地区臨港道路航路部下部工事（その2）を継続して施工するため、工事期間中下記により、当該工事作業船舶及び小名浜港長の許可を受けた船舶以外の一般船舶の航泊を禁止する。

記

1 期 間

平成24年1月26日から平成24年4月30日まで

2 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及び二とイを結んだ線により囲まれた海面

イ 小名浜港第二西防波堤東灯台から32度58分17秒 2, 279メートルの地点

(北緯36度56分16.3秒、東経140度53分54.7秒)

ロ イ地点から241度29分24秒 160メートルの地点

(北緯36度56分13.9秒、東経140度53分49.0秒)

ハ ロ地点から151度29分24秒 170メートルの地点

(北緯36度56分09.0秒、東経140度53分52.2秒)

二 ハ地点から61度29分24秒 160メートルの地点

(北緯36度56分11.5秒、東経140度53分57.9秒)

3 標 識

- ・上記イ及びロの地点には、灯浮標（塗色：赤色、灯色：赤色、灯質：4秒1閃光、同期点滅）が設置される。
- ・ハ及び二の地点には、標識灯（塗色：黄色、灯色：黄色、灯質：4秒1閃光、同期点滅）が設置される。
- ・工事区域を補完する簡易な標識灯が複数設置される。

4 備 考

- ・一般船舶の航泊禁止は、上記イ、ロ、ハ及び二の地点に標識が設置された時点から適用する。
- ・日の出から日没までの間、工事作業中は警戒船（国際VHF無線装備）1隻が配備される。
- ・休工時は、工事区域内に起重機船等の船舶が停泊する。

略 図

